

株主代表訴訟制度に関する意見

社団法人 関西経済連合会

平成 5 年の法改正以後、株主代表訴訟が増加し、それを契機に株主を意識した経営が行われ、ディスクロージャーも進展するなど、全体としてコーポレートガバナンスは望ましい方向に向かっている。

株主代表訴訟とは、取締役が会社に損害を与えたにもかかわらず、会社が取締役の責任を追及しない場合に、株主が、全株主の利益を代表して取締役の責任を追及する制度である。株主は、取締役の選任を通じて、株主への最大の利益還元を可能にする経営判断と業務執行を取締役に委任している。それゆえ、取締役に忠実義務、善管注意義務が生じるが、株主代表訴訟は取締役にそのような義務に違反する行為を踏みとどまらせ、コーポレートガバナンスを実現する一助となっているといえる。

近年、コーポレートガバナンス実現のため、会社の各機関への権限分配のあり方、すなわち、監査役による一層の監査機能の強化、社外取締役による監視機能の付加、執行役員制度導入による取締役の経営判断機能と監視機能への重点化等が議論されている。長期的にはこうした会社の各機関のより一層の活性化と相互監視によりコーポレートガバナンスが実現されるべきである。

最近の代表訴訟における一連の厳しい判決は、厳格な内部監視システムを構築することが取締役の重要な責務であることを広く周知させたことに十分な意義があった。しかし、同時に、判決は場合によっては取締役を萎縮させ、ひいては企業活動や起業家精神までも

萎縮させかねないほど、インパクトをもたらすものであったことも事実である。

こうしたコーポレートガバナンスのあり方については、更なる議論をし、米国の制度等についても十分に検討した上で、慎重に結論を出すべきであるが、関経連としては、株主代表訴訟について今一度、制度の趣旨に立ち戻ってこれを見直すべく、とりわけ以下の三点について早急な改善を要望する。

1．取締役の責任

故意や重過失があるような場合を除いて、取締役の責任を一定の範囲に限定するとともに、賠償額を合理的な範囲に制限する必要がある。

2．原告適格

原則的に、訴訟の原因となる行為の時点で株式を保有していなければ提訴できないようにすべきである。

3．会社の訴訟参加

会社による被告取締役への訴訟支援、補助参加を認めるべきである。

以上